

内閣参質二〇八第七六号

令和四年六月二十八日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 松野 博一

参議院議長 山東 昭子 殿

参議院議員牧山ひろえ君提出経済・財政運営の基本方針に関する質問に対し、別紙
答弁書を送付する。

参議院議員牧山ひろえ君提出経済・財政運営の基本方針に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「コロナ禍での経済対策や補正予算」については、ワクチン接種の促進、倒産件数及び失業率の抑制等につながったと考えているが、令和二年度決算検査報告において国民に対する情報提供の在り方等が指摘されており、引き続き、予算の執行状況等について、事業を所管する各府省庁において、国民に対する説明責任を果たしていくことが重要であると考えている。

二について

お尋ねの「ワイルズペンディングの徹底」については、証拠に基づく政策立案やPDCAサイクルの取組を推進するなど、効果的・効率的な支出を徹底する必要があると認識している。

また、お尋ねの「独立財政機関」については、その意味するところが必ずしも明らかではないが、政府では、経済や財政に関して専門的・中立的な知見を有する学識経験者なども参画する経済財政諮問会議において、経済財政運営に関する議論を行っているほか、内閣府は、こうした議論も踏まえた上で「中長期の経済財政に関する試算」などを作成しており、また、同会議では、これを参照しつつ、財政健全化の進

捗状況などについて評価を行っている。

三について

政府としては、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十九条の規定に基づき、適切に補正予算を編成していると考えているが、御指摘の国際通貨基金の指摘も受け止めつつ、財政の持続可能性の確保に向け、「経済財政運営と改革の基本方針二〇二一」（令和三年六月十八日閣議決定）及び「経済財政運営と改革の基本方針二〇二二」（令和四年六月七日閣議決定）に基づき、経済・財政一体改革を着実に推進することが重要であると考えている。